

平成２７年度第１回熊本市情報公開・個人情報保護審議会
特定個人情報保護評価専門部会の開催について

１ 日 時 平成２７年５月２７日（水） 午前１０時００分から

２ 場 所 市庁舎１０階 会議室

- ３ 審議会次第
- (１) 開会
 - (２) 審議 特定個人情報保護評価に関する規則第７条第４項に基づく第三者点検
住民基本台帳に関する事務 全項目評価書について
 - (３) その他
 - (４) 閉会

４ 委員名

(部会長)	大江 正昭	熊本学園大学社会福祉学部教授
(委 員)	高木 絹子	弁護士
(委 員)	山田 忠昭	財団法人 くまもと産業支援財団 プライバシーマーク主任審査員
(委 員)	入江 佳隆	くまもと監査法人 公認会計士・システム監査技術者

５ 審議案件の内容

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（番号法）において特定個人情報ファイルを保有する場合には「特定個人情報保護評価」を行うこととされており、その一環として「特定個人情報保護評価に関する規則第７条第４項」に基づく第三者点検を実施するもの。

今回は「住民基本台帳に関する事務 全項目評価書について」審議を行う。

特定個人情報保護評価の概要

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）について

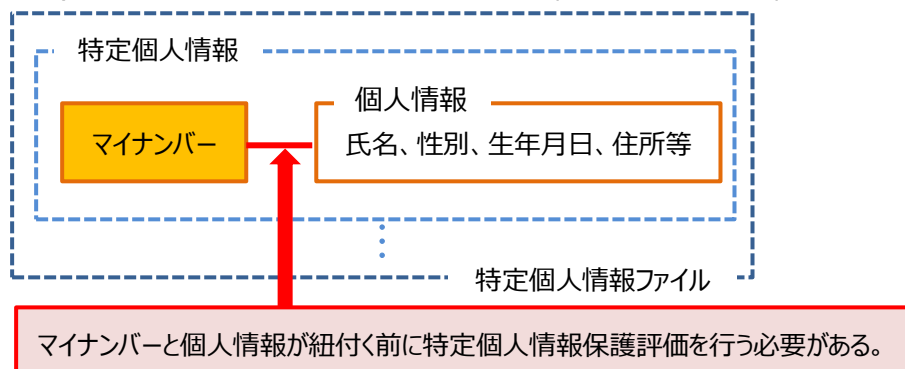
平成 25 年 5 月 31 日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（番号法）が公布され、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が導入されることとなりました。

社会保障・税番号制度は、12 桁の「個人番号（マイナンバー）」を利用することで、行政運営の効率化を図り、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的としています。

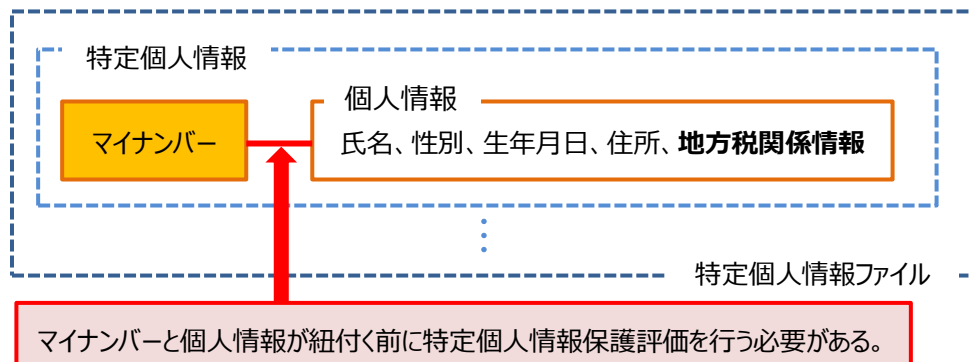
個人番号は、平成27年10月から住民票を有する者全員に付番される予定となっており、本市においても制度導入に向けた準備を進めています。

番号法では、本人の同意が無くても、番号法に規定されている特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）の提供・移転ができるとされております。その際、特定個人情報の不正な取扱いや不正な名寄せ・情報集約を未然に防止するため、特定個人情報ファイル（個人番号をその内容に含む個人情報データベース等）を保有しようとするときは、事前に国の特定個人情報保護委員会が定める方法により「特定個人情報保護評価」を行うこととされており、今回、本市の「住民基本台帳に関する事務」について、特定個人情報保護評価を実施するものです。

〈（例）住民基本台帳事務における特定個人情報及び特定個人情報ファイル〉



〈（例）地方税事務における特定個人情報及び特定個人情報ファイル〉



特定個人情報保護評価について

特定個人情報保護評価とは、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で、特定個人情報の漏えいその他の事態に発生するリスク分析とその対応措置を確認し、特定個人情報保護評価書において自ら個人のプライバシー等の権利利益の保護を宣言するものです。

この特定個人情報保護評価は事務ごとに行いますが、今回の住民基本台帳に関する事務のように、一定規模以上のものについては、特定個人情報保護評価書（素案）についてパブリックコメントを行い、広く市民の皆様のご意見を求めなければならないとされています。

住民基本台帳事務について

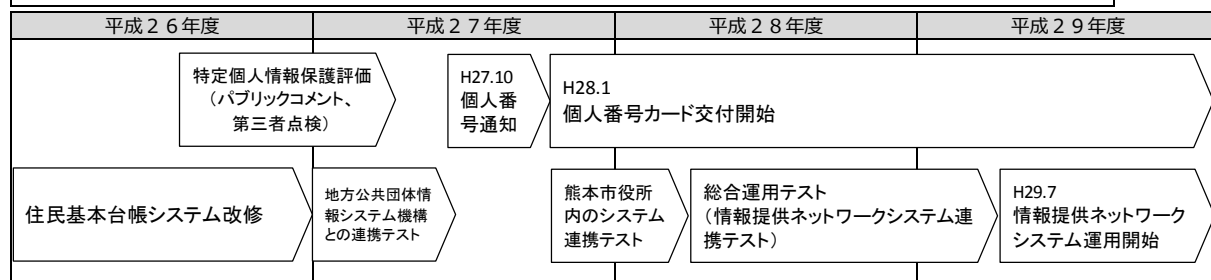
住民基本台帳事務とは、市民から住所の異動等にかかる情報の提供を求め、住民基本台帳（氏名、生年月日、性別、住所等が記載された住民票を編製したもの）の整備を行うものです。住民基本台帳は、市民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の様々な市民に関する事務に利用されます。

今回、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が導入されることに伴い、住民票に個人番号が記載される（特定個人情報を保有する）こととなるため、住民基本台帳事務について、事前に特定個人情報保護評価を行うものです。

住民基本台帳事務に係る特定個人情報保護評価のスケジュールについて

時期	内容
4月2日～5月1日	パブリックコメントの実施
6月～7月	第三者点検（熊本市情報公開・個人情報保護審議会内の特定個人情報保護評価専門部会）の実施
7月下旬	特定個人情報保護委員会に特定個人情報保護評価書の提出 熊本市のホームページ上で公開

社会保障・税番号制度導入に伴う住民基本台帳システムの改修スケジュールについて



特定個人情報保護評価書の基本構成について

項 目	内 容
I 基本情報	・事務の内容 ・使用するシステムの名称・機能等 ・特定個人情報ファイル名
II 特定個人情報ファイルの概要	・特定個人情報ファイルの内容 ・特定個人情報の入手・使用方法 ・特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ・特定個人情報の提供・移転 ・特定個人情報の保管・消去
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	・特定個人情報入手・使用時のリスク対策 ・特定個人情報ファイルの取扱いの委託時のリスク対策 ・特定個人情報の提供・移転時のリスク対策 ・情報提供ネットワークシステムとの接続時のリスク対策 ・特定個人情報の保管・消去時のリスク対策
IV その他のリスク対策	・監査 ・従業者に対する教育・啓発
V 開示請求、問合せ	・特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求先 ・特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ先

〈評価の流れ〉

個人番号を扱うこととなる A の事務が、具体的には X 氏という個人番号を含む個人情報ファイル（特定個人情報ファイル）をシステム等で保有することとなる。（Ⅰ）

そこでまず、その特定個人情報ファイルがどのように入手・使用・提供・移転・保管・消去されているかを確認する（Ⅱ）とともに、それぞれの場面においてどのようなリスク対策が採られているか（Ⅲ）、その他に、監査や従業員に対する教育・啓発等のリスク対策が採られているか（Ⅳ）を検証し、さらに、特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求や特定個人情報ファイルの取扱いにおける責任の所在を明確にする（Ⅴ）ことによって、当該事務における個人のプライバシー等の権利利益の保護を宣言するものです。

平成27年度熊本市情報公開・個人情報保護審議会
第2回特定個人情報保護評価専門部会の開催について

1 日 時 平成27年6月17日（水） 午前10時00分から

2 場 所 市庁舎6階 会議室

- 3 審議会次第
- (1) 開会
 - (2) 審議 特定個人情報保護評価に関する規則第7条第4項に基づく第三者点検
 - ・住民基本台帳に関する事務における全項目評価書について（継続）
 - ・個人住民税に関する事務における全項目評価書について（新規）
 - (3) その他
 - (4) 閉会

4 委員名

（部会長）	大江 正昭	熊本学園大学社会福祉学部教授
（委 員）	高木 絹子	弁護士
（委 員）	山田 忠昭	財団法人 くまもと産業支援財団 プライバシーマーク主任審査員
（委 員）	入江 佳隆	くまもと監査法人 公認会計士・システム監査技術者

5 審議案件の内容

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（番号法）において特定個人情報ファイルを保有する場合には「特定個人情報保護評価」を行うこととされており、その一環として「特定個人情報保護評価に関する規則第7条第4項」に基づく第三者点検を実施するもの。

今回は住民基本台帳に関する事務における全項目評価書についての意見書、個人住民税に関する事務における全項目評価書について審議を行う。

特定個人情報保護評価の概要（個人住民税に関する事務）

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）について

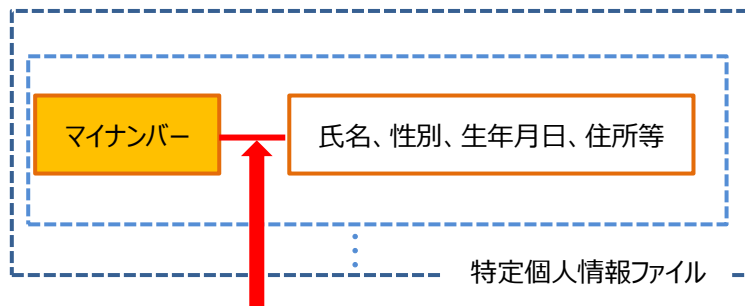
平成 25 年 5 月 31 日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（番号法）が公布され、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が導入されることとなりました。

社会保障・税番号制度は、12 桁の「個人番号（マイナンバー）」を利用することで、行政運営の効率化を図り、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的としています。

個人番号は、平成27年10月から住民票を有する者全員に付番される予定となっており、本市においても制度導入に向けた準備を進めています。

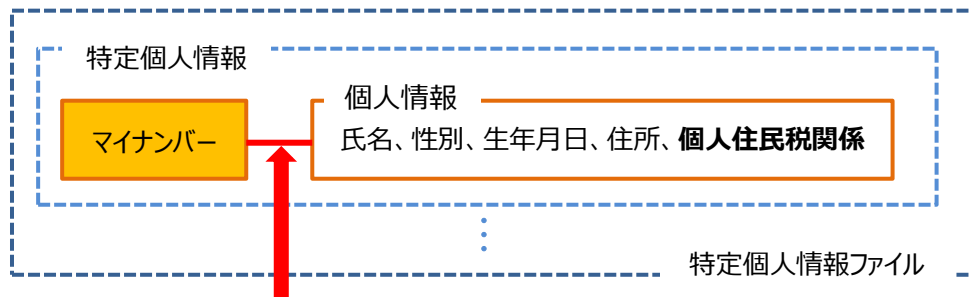
番号法では、本人の同意が無くても、番号法に規定されている特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）の提供・移転ができるとされております。その際、特定個人情報の不正な取扱いや不正な名寄せ・情報集約を未然に防止するため、特定個人情報ファイル（個人番号をその内容に含む個人情報データベース等）を保有しようとするときは、事前に国の特定個人情報保護委員会が定める方法により「特定個人情報保護評価」を行うこととされており、今回、本市の「個人住民税に関する事務」について、特定個人情報保護評価を実施するものです。

〈（例）住民基本台帳事務における特定個人情報及び特定個人情報ファイル〉



マイナンバーと個人情報が紐付く前に特定個人情報保護評価を行う必要がある。

〈（例）個人住民税事務における特定個人情報及び特定個人情報ファイル〉



マイナンバーと個人情報が紐付く前に特定個人情報保護評価を行う必要がある。

特定個人情報保護評価について

特定個人情報保護評価とは、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で、特定個人情報の漏えいその他の事態に発生するリスク分析とその対応措置を確認し、特定個人情報保護評価書において自ら個人のプライバシー等の権利利益の保護を宣言するものです。

この特定個人情報保護評価は事務ごとに行いますが、今回の個人住民税に関する事務のように、一定規模以上のものについては、特定個人情報保護評価書（素案）についてパブリックコメントを行い、広く市民の皆様のご意見を求めなければならないとされています。

個人住民税に関する事務について

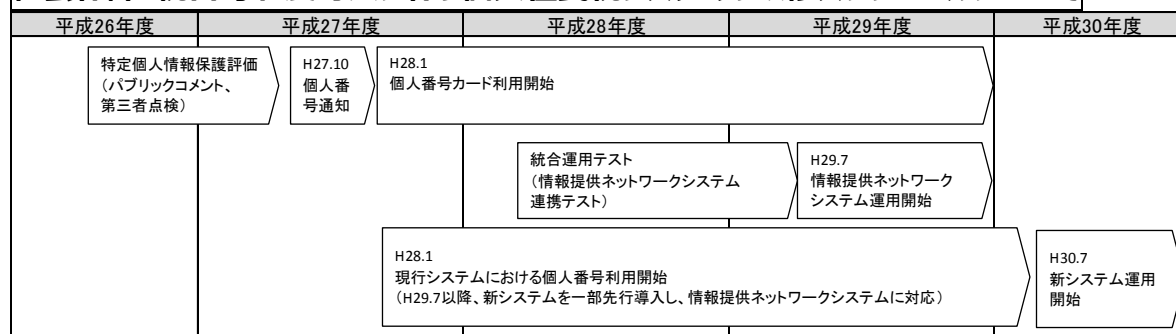
個人住民税の賦課・徴収事務とは、地方税法等の法律に従い、本人及び代理人、特別徴収義務者等から提出された課税資料（住民税申告書、確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等）に基づき、個人住民税額の賦課決定、徴収、証明書等の発行を行う業務です。

今回、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が導入されることに伴い、提出される課税資料や、市から発行される納税通知書等に個人番号が記載されることから、個人住民税システムにおいて特定個人情報を保有することとなるため、個人住民税の賦課・徴収事務について、事前に特定個人情報保護評価を行うものです。

個人住民税に関する事務に係る特定個人情報保護評価のスケジュールについて

時期	内容
5月13日～6月12日	パブリックコメントの実施
7月～8月	第三者点検（熊本市情報公開・個人情報保護審議会内の特定個人情報保護評価専門部会）の実施
8月下旬	特定個人情報保護委員会に特定個人情報保護評価書の提出 熊本市のホームページ上で公開

社会保障・税番号制度導入に伴う個人住民税システムの改修スケジュールについて



特定個人情報保護評価書の基本構成について

項 目	内 容
I 基本情報	・事務の内容 ・使用するシステムの名称・機能等 ・特定個人情報ファイル名
II 特定個人情報ファイルの概要	・特定個人情報ファイルの内容 ・特定個人情報の入手・使用方法 ・特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ・特定個人情報の提供・移転 ・特定個人情報の保管・消去
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	・特定個人情報入手・使用時のリスク対策 ・特定個人情報ファイルの取扱いの委託時のリスク対策 ・特定個人情報の提供・移転時のリスク対策 ・情報提供ネットワークシステムとの接続時のリスク対策 ・特定個人情報の保管・消去時のリスク対策
IV その他のリスク対策	・監査 ・従業員に対する教育・啓発
V 開示請求、問合せ	・特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求先 ・特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ先

〈評価の流れ〉

個人番号を扱うこととなるAの事務が、具体的にはX氏という個人番号を含む個人情報ファイル（特定個人情報ファイル）をシステム等で保有することとなる。（Ⅰ）

そこでまず、その特定個人情報ファイルがどのように入手・使用・提供・移転・保管・消去されているかを確認する（Ⅱ）とともに、それぞれの場面においてどのようなリスク対策が採られているか（Ⅲ）、その他に、監査や従業員に対する教育・啓発等のリスク対策が採られているか（Ⅳ）を検証し、さらに、特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求や特定個人情報ファイルの取扱いにおける責任の所在を明確にする（Ⅴ）ことによって、当該事務における個人のプライバシー等の権利利益の保護を宣言するものです。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
平成27年度 第3回特定個人情報保護評価専門部会

次 第

平成27年7月1日（水）
午前10時00分～
マスマューチュアル生命ビル2階会議室

1 開 会

2 答 申 住民基本台帳に関する事務に係る特定個人情報保護評価書の
 第三者点検に係る意見について

3 議 題 (1) 個人住民税に関する事務に係る特定個人情報保護評価書の
 第三者点検に係る意見について
 (2) 国民年金に関する事務における全項目評価書について
 (3) 介護保険に関する事務における全項目評価書について

4 その他

5 閉 会

特定個人情報保護評価の概要（国民年金に関する事務）

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）について

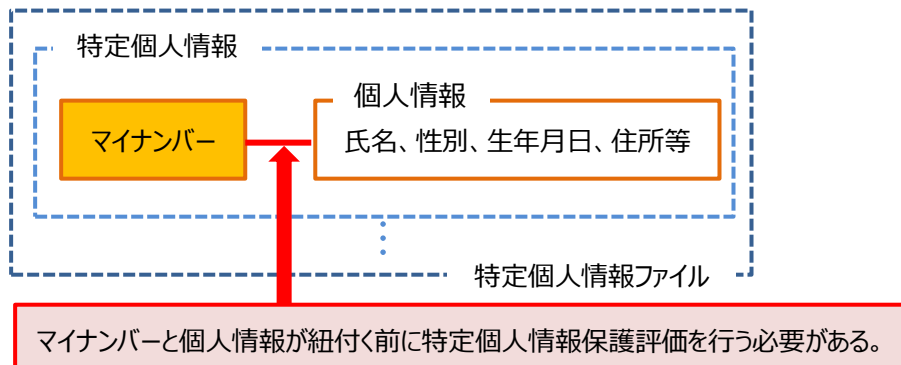
平成 25 年 5 月 31 日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（番号法）が公布され、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が導入されることとなりました。

社会保障・税番号制度は、12 桁の「個人番号（マイナンバー）」を利用することで、行政運営の効率化を図り、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的としています。

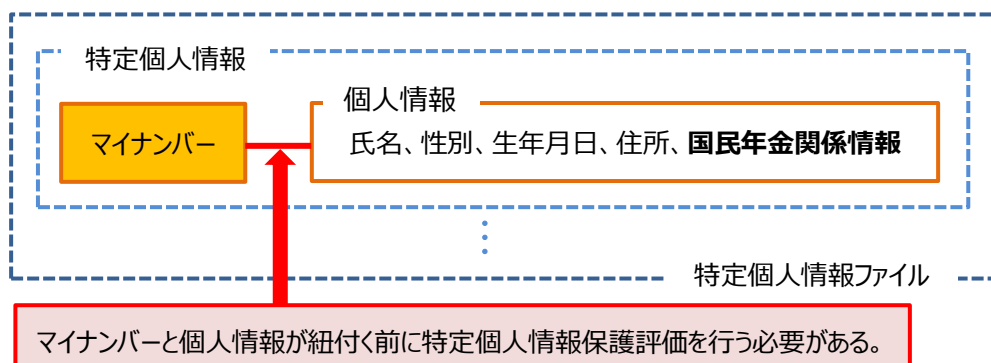
個人番号は、平成27年10月から住民票を有する者全員に付番される予定となっており、本市においても制度導入に向けた準備を進めています。

番号法では、本人の同意が無くても、番号法に規定されている特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）の提供・移転ができるとされております。その際、特定個人情報の不正な取扱いや不正な名寄せ・情報集約を未然に防止するため、特定個人情報ファイル（個人番号をその内容に含む個人情報データベース等）を保有しようとするときは、事前に国の特定個人情報保護委員会が定める方法により「特定個人情報保護評価」を行うこととされており、今回、本市の「国民年金に関する事務」について、特定個人情報保護評価を実施するものです。

〈（例）住民基本台帳事務における特定個人情報及び特定個人情報ファイル〉



〈（例）国民年金事務における特定個人情報及び特定個人情報ファイル〉



特定個人情報保護評価について

特定個人情報保護評価とは、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で、特定個人情報の漏えいその他の事態に発生するリスク分析とその対応措置を確認し、特定個人情報保護評価書において自ら個人のプライバシー等の権利利益の保護を宣言するものです。

この特定個人情報保護評価は事務ごとに行いますが、今回の国民年金に関する事務のように、一定規模以上のものについては、特定個人情報保護評価書（素案）についてパブリックコメントを行い、広く市民の皆様のご意見を求めなければならないとされています。

国民年金事務について

国民年金事務とは、市町村が国民年金に関する法律及び条例に基づき、市民から様々な国民年金の情報の提供を求め、それらを日本年金機構に送付することにより、適切な国民年金への加入・納付及び年金の給付を行うものです。

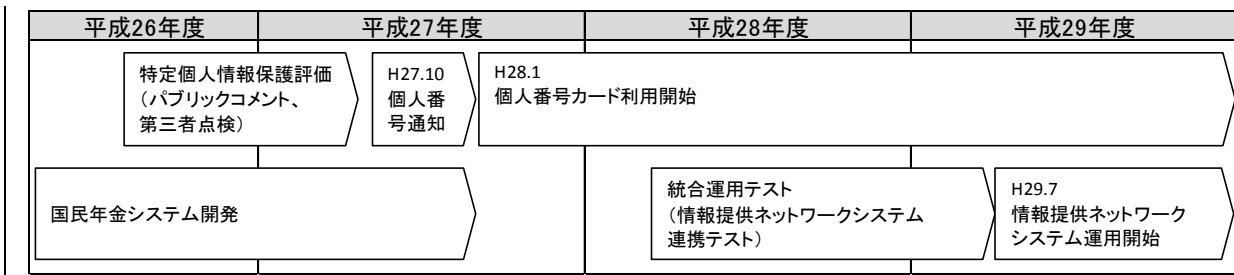
今回、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が導入されることに伴い、国民年金の被保険者台帳に個人番号を記載（特定個人情報を保有する）することとなるため、国民年金事務について、事前に特定個人情報保護評価を行うものです。

国民年金事務に係る特定個人情報保護評価のスケジュールについて

時期	内容
5月13日～6月12日	パブリックコメントの実施
7月～8月	第三者点検（熊本市情報公開・個人情報保護審議会内の特定個人情報保護評価専門部会）の実施
9月	特定個人情報保護委員会に特定個人情報保護評価書の提出 熊本市のホームページ上で公開

社会保障・税番号制度導入に伴う国民年金システムの改修スケジュールについて

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
特定個人情報保護評価 （パブリックコメント、 第三者点検）	H27.10 個人番号通知	H28.1 個人番号カード利用開始	
国民年金システム開発	熊本市役 所内の連 携テスト	統合運用テスト （情報提供ネットワークシステム 連携テスト）	H29.7 情報提供ネットワー クシステム運用開始



特定個人情報保護評価書の基本構成について

項 目	内 容
I 基本情報	・事務の内容 ・使用するシステムの名称・機能等 ・特定個人情報ファイル名
II 特定個人情報ファイルの概要	・特定個人情報ファイルの内容 ・特定個人情報の入手・使用方法 ・特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ・特定個人情報の提供・移転 ・特定個人情報の保管・消去
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	・特定個人情報入手・使用時のリスク対策 ・特定個人情報ファイルの取扱いの委託時のリスク対策 ・特定個人情報の提供・移転時のリスク対策 ・情報提供ネットワークシステムとの接続時のリスク対策 ・特定個人情報の保管・消去時のリスク対策
IV その他のリスク対策	・監査 ・従業者に対する教育・啓発
V 開示請求、問合せ	・特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求先 ・特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ先

〈評価の流れ〉

個人番号を扱うこととなるAの事務が、具体的にはX氏という個人番号を含む個人情報ファイル（特定個人情報ファイル）をシステム等で保有することとなる。（Ⅰ）

そこでまず、その特定個人情報ファイルがどのように入手・使用・提供・移転・保管・消去されているかを確認する（Ⅱ）とともに、それぞれの場面においてどのようなリスク対策が採られているか（Ⅲ）、その他に、監査や従業員に対する教育・啓発等のリスク対策が採られているか（Ⅳ）を検証し、さらに、特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求や特定個人情報ファイルの取扱いにおける責任の所在を明確にする（Ⅴ）ことによって、当該事務における個人のプライバシー等の権利利益の保護を宣言するものです。

特定個人情報保護評価の概要（介護保険に関する事務）

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）について

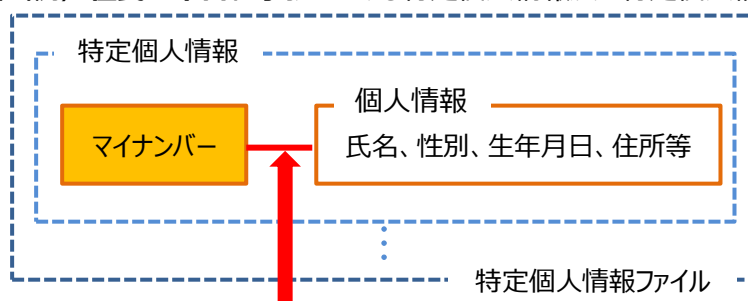
平成 25 年 5 月 31 日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（番号法）が公布され、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が導入されることとなりました。

社会保障・税番号制度は、12 桁の「個人番号（マイナンバー）」を利用することで、行政運営の効率化を図り、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的としています。

個人番号は、平成27年10月から住民票を有する者全員に付番される予定となっており、本市においても制度導入に向けた準備を進めています。

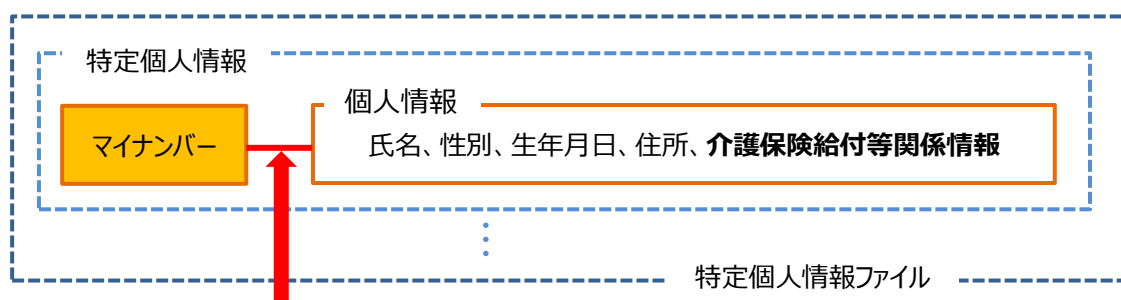
番号法では、本人の同意が無くても、番号法に規定されている特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）の提供・移転ができるとされております。その際、特定個人情報の不正な取扱いや不正な名寄せ・情報集約を未然に防止するため、特定個人情報ファイル（個人番号をその内容に含む個人情報データベース等）を保有しようとするときは、事前に国の特定個人情報保護委員会が定める方法により「特定個人情報保護評価」を行うこととされており、今回、本市の「介護保険に関する事務」について、特定個人情報保護評価を実施するものです。

〈（例）住民基本台帳事務における特定個人情報及び特定個人情報ファイル〉



マイナンバーと個人情報が紐付く前に特定個人情報保護評価を行う必要がある。

〈（例）介護保険に関する事務における特定個人情報及び特定個人情報ファイル〉



マイナンバーと個人情報が紐付く前に特定個人情報保護評価を行う必要がある。

特定個人情報保護評価について

特定個人情報保護評価とは、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で、特定個人情報の漏えい等のリスク分析とその対応措置を確認し、特定個人情報保護評価書において自ら個人のプライバシー等の権利利益の保護を宣言するものです。

この特定個人情報保護評価は事務ごとに行いますが、今回の介護保険に関する事務のように、一定規模以上のものについては、特定個人情報保護評価書（素案）についてパブリックコメントを行い、広く市民の皆様のご意見を求めなければならないとされています。

介護保険に関する事務について

加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき、介護保険制度が創設されました。（介護保険法第1条）

介護保険に関する事務は、この介護保険制度を円滑に運営するため、介護保険法及びその関連法規に規定された事務です。

今回、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が導入されることに伴い、介護保険に関する事務で個人番号を利用する（特定個人情報を保有する）こととなるため、介護保険に関する事務について、事前に特定個人情報保護評価を行うものです。

介護保険に関する事務に係る特定個人情報保護評価のスケジュールについて

時期	内容
5月13日～6月12日	パブリックコメントの実施
7月～8月	第三者点検（熊本市情報公開・個人情報保護審議会内の特定個人情報保護評価専門部会）の実施
9月	特定個人情報保護委員会に特定個人情報保護評価書の提出 熊本市のホームページ上で公開

社会保障・税番号制度導入に伴う介護保険システムの改修スケジュールについて

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
特定個人情報保護評価 (パブリックコメント、 第三者点検)	H27.10 個人番号 通知	H28.1 個人番号カード利用開始	
介護保険システム開発		統合運用テスト (情報提供ネットワークシステム 連携テスト)	H29.7 情報提供ネットワーク システム運用開始

特定個人情報保護評価書の基本構成について

項 目	内 容
I 基本情報	・事務の内容 ・使用するシステムの名称・機能等 ・特定個人情報ファイル名
II 特定個人情報ファイルの概要	・特定個人情報ファイルの内容 ・特定個人情報の入手・使用方法 ・特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ・特定個人情報の提供・移転 ・特定個人情報の保管・消去
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	・特定個人情報入手・使用時のリスク対策 ・特定個人情報ファイルの取扱いの委託時のリスク対策 ・特定個人情報の提供・移転時のリスク対策 ・情報提供ネットワークシステムとの接続時のリスク対策 ・特定個人情報の保管・消去時のリスク対策
IV その他のリスク対策	・監査 ・従業員に対する教育・啓発
V 開示請求、問合せ	・特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求先 ・特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ先

〈評価の流れ〉

個人番号を扱うこととなるAの事務が、具体的にはX氏という個人番号を含む個人情報ファイル（特定個人情報ファイル）をシステム等で保有することとなる。（Ⅰ）

そこでまず、その特定個人情報ファイルがどのように入手・使用・提供・移転・保管・消去されているかを確認する（Ⅱ）とともに、それぞれの場面においてどのようなリスク対策が採られているか（Ⅲ）、その他に、監査や従業員に対する教育・啓発等のリスク対策が採られているか（Ⅳ）を検証し、さらに、特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求や特定個人情報ファイルの取扱いにおける責任の所在を明確にする（Ⅴ）ことによって、当該事務における個人のプライバシー等の権利利益の保護を宣言するものです。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
平成27年度 第4回特定個人情報保護評価専門部会

次 第

平成27年7月15日（水）
午前10時00分～
マスミューチュアル生命ビル2階会議室

1 開 会

2 議 題

- （1）介護保険に関する事務における全項目評価書について
- （2）個人住民税に関する事務における全項目評価書の第三者点検に係る意見について
- （3）国民年金に関する事務における全項目評価書の第三者点検に係る意見について

4 その他

5 閉 会